

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和2年12月17日

提出者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 久野三男

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

人間の聴力は40歳ぐらいから低下し始め、65歳～74歳の3人に1人、75歳以上の半数が難聴に悩んでいるといわれている。加齢性難聴は放置しておくコミュニケーションに支障が生じ、孤立やうつにつながるリスクがあり、認知症発症の危険因子ともなる。また、外出を控えることにより足腰が弱り体力の低下をもたらすことにもなる。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差はないが、補聴器の使用率は欧米諸国が30%～40%台なのに比べ、10%台と圧倒的に少ないのが現状である。補聴器の価格は機器の調整費用を含めると片耳で15万円～20万円と高額になり、補聴器の普及を阻んでいる要因の一つとなっている。欧米には補聴器購入に際し公的な補助制度があり、日本でも高度・重度の難聴者には法に基づく助成制度があるが、軽度・中等度の難聴者に対してはない。このような現状を踏まえ、近年、補聴器を購入するにあたり独自の助成制度を設ける自治体も増えてきている。

補聴器の一層の普及を図ることは、高齢者が心身共に健康を保ち、積極的に社会に関わることで、社会の活性化にもつながることが期待される。

つきましては、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

加齢性難聴者の補聴器購入に対して国による助成の創設を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月17日

郡山市議会